

# 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定実施細則

## 第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟(以下「全国ラジオ体操連盟」という。)が行うラジオ体操指導士等の資格認定については特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定規程、によるほか、この細則に定めるところによる。

## 第2章 認定のための申込み及び申請

第2条 1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導士又はラジオ体操指導員の認定を受けようとする者は、「NPO法人全国ラジオ体操連盟公認指導者(1級ラジオ体操指導士)資格認定試験申込書」(様式1)、「NPO法人全国ラジオ体操連盟公認指導者(2級ラジオ体操指導士)資格認定試験申込書」(様式2)又は「NPO法人全国ラジオ体操連盟公認指導者(ラジオ体操指導員)資格認定申請書」(様式3)に必要事項を記入の上、全国ラジオ体操連盟事務局に提出する。

## 第3章 認定のための審査等

第3条 1級ラジオ体操指導士及び2級ラジオ体操指導士の認定に当たっては、全国ラジオ体操連盟の設置に係る認定委員会(以下「認定委員会」という。)において、別表1に定める「全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定基準」に基づいて審査を行い、認定委員の過半数の合意により認定する。

2 ラジオ体操指導員の認定に当たっては、認定委員会において、全国ラジオ体操連盟の公認ラジオ体操・みんなの体操指導者講習会を修了した者について、「NPO法人全国ラジオ体操連盟公認指導者(ラジオ体操指導員)資格認定申請書」(様式3)により審査を行い、認定委員の過半数の合意により認定する。

## 第4章 認定の登録等

第4条 全国ラジオ体操連盟は、1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導士及びラジオ体操指導員として認定し登録した者には、1か月以内に認定証、“資格証明証”(カード)及び認定バッジを交付するものとする。

第5条 全国ラジオ体操連盟は、1級ラジオ体操指導士及び2級ラジオ体操指導士として登録した者について、全国ラジオ体操連盟のホームページにおいて周知する。

## 第5章 登録の更新

第6条 1級ラジオ体操指導士及び2級ラジオ体操指導士の登録は、3年ごとに更新手続きをするものとする。

- 2 更新手続きは、全国ラジオ体操連盟事務局から該当者に「NPO法人全国ラジオ体操連盟公認指導者資格更新申込書」（以下“更新申込書”という。）（様式4）が郵送されるので必要事項を記入の上、1か月以内に全国ラジオ体操連盟事務局に返送する。  
また、更新を辞退する場合においても同様とする。その後更新者は資格更新料を納付する。
- 3 更新辞退の申し出があった者及び、更新申込書の未提出者に督促しても意思表示がない者は、当該資格が失効となる。
- 4 指導士の資格が失効となった場合は、「ラジオ体操指導員」の資格保有者とする。

## 第6章 認定等に係る費用

第7条 1級ラジオ体操指導士、2級ラジオ体操指導士及びラジオ体操指導員の認定の審査に合格した者は、合格通知の日から1か月以内に、別表2に定める認定料を全国ラジオ体操連盟事務局に納付し、登録の手続を行うものとする。

なお、所定の期間内に登録の手続を行わない者は、その合格を取り消すものとする。

- 2 1級ラジオ体操指導士及び2級ラジオ体操指導士で登録の更新をしようとする者は、3年の登録有効期限内に別表2に定める資格更新料を全国ラジオ体操連盟事務局に納付し、更新の手続を行うものとする。

なお、登録有効期限内に更新手続きを行わなかった場合は、1級又は2級ラジオ体操指導士の資格は失効となり、ラジオ体操指導員の資格者とする。

注 登録有効期限内とは、合格した年度の3年後の年度末（3月31日まで）又は、資格証明証に記載の有効期限日までを示す。

- 3 資格更新料を納付された場合は、“資格証明証”（カード）を全国ラジオ体操連盟事務局から交付する。

## 第7章 ラジオ体操・みんなの体操の普及推進に係る活動経費等

第8条 指導委員が全国ラジオ体操連盟からの依頼に基づきラジオ体操指導士等の育成・資質の向上等の指導に携わった場合並びに1級ラジオ体操指導士及び2級ラジオ体操指導士が全国ラジオ体操連盟からの依頼に基づき普及推進活動に携わった場合には、当該普及推進活動等に係る報告に基づき、全国ラジオ体操連盟から謝礼、交通費等の支給を受けることができるものとする。

## 附 則

第1条 この細則は、2012年6月1日から施行する。

第2条 この細則の定めは、2012年度に実施する資格認定から適用する。

**附 則**

第1条 この細則は、2013年4月1日から施行する。

**附 則**

第1条 この細則は、2014年4月1日から施行する。

**附 則**

第1条 この細則は、2015年4月1日から施行する。

**附 則**

第1条 この細則は、2016年4月1日から施行する。

**附 則**

第1条 この細則は、2017年4月1日から施行する。

**附 則**

第1条 この細則は、2019年4月1日から施行する。

**附 則**

第1条 この細則は、2020年4月1日から施行する。

**附 則**

第1条 この細則は、2021年4月1日から施行する。